【工事】【業務】変更・削除申請手続の方法

令和7年7月1日一部改訂

		添付書類の送付(※申請完了時に出力「表示・印刷」される書類送付票は提出不要)											
			全認定団体に送付 共通審査団体のみに送付							<i>+</i> 、 → □□ */			
変更内容	システムによる変更	変更申請チェック表	ている団体に限る)委任状(定期申請で委任状を求め	ロード不可営業(紙提出)※アップ	業態調書	※アップロード不可役員等名簿(紙提出)	(該当ページのみ)	明書) 登記事項証明書(履歴事項全部証	【工事】建設業許可証	【業務】登録に関する通知	消通知書	理由書代表者職氏名と代表者印を押した	なる場合に限る)前に入札参加資格の変更が必要と前に入札参加資格の変更が必要届の兆総会議事録(写)等、変更を証
1. 本社の変更													
(1) 商号又は名称	☆	0	•	0	_	_	IO	0	-	_	_	_	IO
(2) 代表者	☆	0	•	_	_	A	IO	0	-	_	_	_	IO
(3) 所在地、郵便番号	☆	0	•	0	_	_	IO	0	-	_	_	_	IO
(4) 電話番号、FAX番号	☆	0	_	0	_	_	_	_	-	_	_	_	_
2. 委任する営業所の新設、廃止	☆	0	▼	0	_	_	IO	_	-	_	_	_	_
3. 委任する営業所の変更													
(1) 名称	☆	0	•	0	_	_	IO	_	_	_	_	_	IO
(2) 代表者	☆	0	•	_	_	A	IO	_	_	_	_	_	IO
(3) 所在地、郵便番号	☆	0	•	0	_	_	IO	_	_	_	_	_	IO
(4) 電話番号、FAX番号	☆	0	_	0	_	_	_	_	_	_	_	_	_
4. 島根県内営業所の追加、廃止	-	0	_	0	_	-	IO	_	ı	_	_	_	_
5. 島根県内営業所の変更													
(1) 名称	_	0	_	0		_	IO	_		_		_	_
(2) 所在地、郵便番号	_	0	_	0	_	1	IO	_	I	_	_	_	_
(3) 電話番号、FAX番号	_	0	_	0	_	1	_	_	I	_		_	
6. 役員の新規就任	_	_	_	_	_	•	_	0	ı	_	_	_	_
7. 【工事】建設業許可番号の変更	☆	0	_	_	_	_	_	_	IO	_	_	_	_
8.【業務】営業に関し法律上必要とされる登録に関する内容の変更	☆	0	_	_	_	_	_	_	_	業〇	_	_	_
9. 【工事】建設業許可の全部廃業又は一部廃業による取下げ	☆	0	_	-	-	1	_	_	1	_	IO	-	_
10. 自己都合による取下げ	☆	0	_	_	_	ı	_	_	ı	_	_	•	_
11. 業態調書の内容の変更	_	0	_	_	•	_	_	_	_	_	_	_	_
12. その他(上記以外)の変更	☆	0	_	_	_	ı	_	_	ı	_	_	_	_

※システムで変更申請を行った場合、上記に該当する「添付書類」を必ず送付してください。(書類送付のない申請は審査を行いません。)

【島根県へ申請した者のうち、土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート(法面処理)、舗装(アスファルト舗装)を申請した者のみ】(格付けに関する技術者の人数・資格の変更・追加・消去)	ı		【島根県のみに送付】 変更申請チェック表及び技術者の資格証(写)、健康保険証(写)、雇用 開始日(または雇用終了日)の確認できる資料			
本社(本店)・支店等の変更に伴い、実印、使 用印が変更される場合。(印鑑証明は不要)	-	【必要な団体のみに送付】 使用印鑑届				
【業務】【島根県に申請した者のうち、地域内、 準地域内業者のみ】 技術者の資格の変更・追加・消去	ı		【島根県のみに送付】 ・変更申請チェック表及び「技術者経歴書(業務一3号)」、「様式第1号の3ページ目」、直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類(写)、資格を証明する書類(写)			
☆ システムによる変更申請が必要	Į.		・補償コンサルタント業務に関する調書及び建築コンサルタント業務 関する調書(変更が生じる場合のみ)			

- 次の場合は変更申請は必要ありません

 1. 使用印鑑届については、各団体の様式による。
 2. 島根県外の営業所(委任する営業所を除く)に変更があった。
 3. 【工事】建設業許可を更新した。(ただし、許可番号が変更となった場合は変更申請が必要です)
 4. 【工事】新しい経営事項審査の結果通知書が届いた。